

令和5年度県立学校歯科・耳鼻科検診器具滅菌等業務委託契約書(案)

委託業務の名称 県立学校歯科・耳鼻科検診器具滅菌等業務委託

契 約 単 価 別紙1のとおり
(契約単価には消費税及び地方消費税を含まない)

契 約 期 間 令和5年4月1日から令和6年3月31日

契 約 保 証 金 金 円也

上記の業務委託について委託者福島県（以下「甲」という。）と△△△（以下「乙」という。）は、次の条項により委託契約を締結する。

（委託業務の内容）

第1条 委託業務の内容は、別紙「委託仕様書」のとおりとする。

（委託業務処理状況の報告等）

第2条 甲は、必要があるときは、乙に対して委託業務の処理状況を調査し、又は報告を求めることができる。

（完了報告）

第3条 乙は、第1条により実施した委託業務を完了したときは、遅滞なく当該委託業務の完了報告書とともに、学校ごとの業務成果を記載した実績報告書を添付し、4月から6月分はまとめて7月末までに、7月以降のものについては、各月毎に報告するものとする。

（検 査）

第4条 甲は、前条の結果の検査を行い、補正を認める時には乙に命じることが出来る。その際、乙は遅滞なく当該補正を行い、甲に補正完了の届を提出して再検査を受けなければならない。

なお、この場合の再検査の期日については、前項の規定を準用する。

（委託料の支払い）

第5条 乙は、前条の規定による検査に合格したときは、甲に対し請求書を提出するものとする。

2 前項による請求金額は、項目ごとの契約単価に数量を乗じて得た金額の合計額に、法定の消費税及び地方消費税を加えた額（1円未満の端数がある場合は、その端数金額を切り捨てる。）とする。なお、消費税及び地方消費税は業務完了日の税率を適用する。

3 甲は、前項の定めにより乙の提出する適正な請求書を受理した日から30日以内に検査代

金を支払うものとする。

(遅延利息)

第6条 甲は、その責めに帰すべき事由により、前条第1項第3号の規定による委託料の支払いが遅れたときは、乙は甲に対してその履行期間の日数に応じ、未履行相当金額に年2.5%の割合で計算した額（当該額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数全額又はその全額を切り捨てる。）の遅延利息の支払いの請求をすることができる。

2 前項に規定する遅延利息の額の計算につき年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(契約の変更等)

第7条 甲は、必要があるときは、本契約の内容を変更することができる。この場合において、契約金額を変更する必要があるときは、甲、乙協議してこれを定めるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第8条 乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を譲渡し、承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

2 乙は、委託業務の処理を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により甲の承諾を得たときは、この限りではない。

3 前項の規定により、乙が、委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、若しくは請け負わずときは、乙はこの契約に規定する乙が遵守すべき事項と同様の義務を第三者に課するものとする。

(秘密の保持)

第9条 乙は、業務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(個人情報の保護)

第10条 乙は、本契約による業務を行うため個人情報を取り扱うに当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(契約の解除)

第11条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 乙がこの契約条項に違反したとき。

(2) 乙の責めに帰すべき事由により、契約期間内に委託業務を履行しないとき、又は履行を継続できる見込みがないと明らかに認められるとき。

(3) 甲がこの契約について、乙の不正の事実を発見したとき。

(4) 乙が故意又は重大な過失により、甲に損害を与えたとき。

(5) 乙が次のいずれかに該当するとき。

イ 役員等（乙が個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、乙が法人である場合にはその役員、その支店又は常時物品の購入契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この号において同じ。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下この条において「暴力団」という。）又は同条第6号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

ロ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ハ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

ニ 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

ホ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

ヘ 原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方がイからホまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

ト 乙が、イからホまでのいずれかに該当する者を原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（ヘに該当する場合を除く。）に、甲が乙に対して当該契約の解除を求め、乙がこれに従わなかったとき。

(6) 乙が暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者若しくは社会的非難関係者（福島県暴力団排除条例施行規則（平成23年福島県公安委員会規則第5号）第4条各号に該当する者）に契約代金債権を譲渡したとき

2 乙は、前項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することができないものとする。

（契約が解除された場合等の違約金）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合には、乙は、違約金として契約単価に予定数量を乗じた額又は契約解除部分相当額の10分の1を甲に納付しなければならない。又、契約解除により甲に損害を及ぼしたときは、甲が算定する損害額を乙は甲に納付しなければならない。ただし、天災地変、不可抗力等乙の責めに帰すことのできない事由による解除の場合は、この限りでない。

(1) 前条の規定によりこの契約の全部又は一部が解除された場合

(2) 乙がその債務の履行を拒否し、又は、乙の責めに帰すべき事由によって乙の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

(1) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

(2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人

(3) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等

(予定数量)

第13条 この契約の予定数量を超えた場合、又は予定数量に満たない場合であっても、本契約期間内は同一単価をもって処理するものとする。

(談合による損害賠償)

第14条 甲は、この契約に関し乙が次の各号のいずれかに該当するときは、契約の解除をするか否かを問わず、賠償金として、支払済金額の10分の2に相当する額を請求し、乙はこれを納付しなければならない。ただし、第1号又は第2号のうち命令の対象となる行為が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項で規定する不当廉売に当たる場合、その他、甲が特に認める場合はこの限りでない。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして、独占禁止法第62条第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）に対し、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の規定による刑が確定したとき。

2 前項の規定は、この契約の履行が完了した後においても適用するものとする。また、甲が受けた損害額が前項の規定により計算した賠償金の額を超える場合において、甲は、その超過分に対して賠償を請求することができるものとし、乙はこれに応じなければならない。

(疑義等の決定)

第15条 本契約に定めのない事項及び本契約に定める事項に関する疑義については、必要に応じて、甲、乙協議して定めるものとする。

(紛争の解決方法)

第16条 前条の規定による協議が整わない場合、本契約に関する一切の紛争に関しては甲の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、本書を2通作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和5年4月 日

甲 福島県福島市杉妻町2番16号
福島県
福島県教育委員会教育長

乙 住 所△△△
氏 名△△△
代表者△△△ △△△

契 約 単 価

1 学校で保有する検診器具の滅菌委託業務

項 目		単価(円)
歯鏡	(本)	
探針	(本)	
検診器具の回収業務	(回/ 校)	
検診器具の配送業務	(回/ 校)	

2 健康診断で使用する滅菌済検診器具の貸し出し業務

項 目		単価(円)	
歯鏡	(本)		
探針	(本)		
耳鏡	大	(本)	
	中	(本)	
	小	(本)	
鼻鏡	大	(本)	
	中	(本)	
	小	(本)	
検診器具の配送業務	(回/ 校)		

※ 契約単価には、消費税及び地方消費税は含まない。

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、この契約による業務(以下「業務」という。)を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。なお、この契約が終了した後においても、同様とする。

2 乙は、業務に従事している者に対し、当該業務に関して知り得た個人情報をその在職中及び退職後においてみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど個人情報の保護に関して必要な事項を周知させるものとする。

(収集の制限)

第3 乙は、業務を行うために個人情報を収集するときは、当該業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(安全管理措置)

第5 乙は、甲より個人情報の取扱いの委託を受けた場合、行政機関等と同様の安全管理措置を講ずる必要があることから、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン(行政機関等編)」に基づき必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(複写・複製の禁止)

第6 乙は、甲の承諾があるときを除き、業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(作業場所の指定等)

第7 乙は、業務のうち個人情報を取り扱う部分(以下「個人情報取扱事務」という。)について、甲の指定する場所で行わなければならない。

2 乙は、甲の指示又は承諾があるときを除き、前項の場所から業務に関し取り扱う個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(資料等の返還等)

第8 乙は、業務を行うために甲から提供を受け、又は自らが収集した個人情報が記録された資料等をこの契約の終了後直ちに甲に返還し、若しくは引き渡し、又は消去し、若しくは廃棄しなければならない。ただし、甲が別に指示したときは、この限りでない。

2 乙は、前項の規定により電子記録媒体に記録された個人情報を消去又は廃棄する場合は、当該個人情報が復元できないように確実に消去又は廃棄しなければならない。

3 乙は、第1項の規定により個人情報を消去又は廃棄した場合は、当該個人情報の消去又は廃棄を行った日時、担当者名及び方法を記載した報告書を甲に提出し、確認を受けなければならない。

(事故発生時における報告等)

第9 乙は、個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の事態及びこの契約に違反する事態が

生じ、又は生ずるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項により報告を行う場合には、併せて被害の拡大防止等の必要な措置を講じるとともに、情報漏えい等に係る対応について甲の指示に従うものとする。

(調査監督等)

第 10 甲は、乙における契約内容の遵守状況等について実地に調査し、又は乙に対して必要な報告を求めるなど、乙の個人情報の管理について必要な監督を行うことができる。

- 2 乙は、前項における報告について、甲が定期的な報告を求める場合にはこれに応じなければならない。

(指示)

第 11 甲は、乙が業務に関し取り扱う個人情報の適切な管理を確保するために必要な指示を行うことができる。

(再委託の禁止)

第 12 乙は、甲の承諾があるときを除き、個人情報取扱事務を第三者(再委託先が子会社(会社法(平成 17 年法律第 86 号)第 2 条第 1 項第 3 号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下次項において同じ。)に委託してはならない。

- 2 乙は、甲の承諾に基づき個人情報取扱事務を第三者に委託するときは、この契約により乙が負う個人情報の取扱いに関する義務を再委託先にも遵守させなければならない。

(労働者派遣契約)

第 13 乙は、保有個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

(損害賠償)

第 14 乙又は乙の従事者(乙の再委託先及び乙の再委託先の従事者を含む。)の責めに帰すべき事由により、業務に関する個人情報の漏えい、不正利用、その他の事故が発生した場合、乙はこれにより第三者に生じた損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の場合において、甲が乙に代わって第三者の損害を賠償した場合には、乙は遅滞なく甲の求償に応じなければならない。

(契約解除)

第 15 業務に関する個人情報について、乙による取扱いが著しく不適切であると甲が認めるときは、甲はこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合の違約金は契約書本文の定めるところによる。

注1 「甲」は実施機関を、「乙」は受託者を指す。